

入 札 説 明 書

令和 7 年12月15日

入 札 執 行 者
秋 田 県 警 察 本 部
会 計 課 長

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、秋田県財務規則（昭和39年規則第4号。以下「財務規則」という。）及び本件入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、秋田県警察本部が発注する委託契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

- (1) 契約名及び数量
警察本部第二庁舎 7 階床置きエアコン設置委託 一式
- (2) 契約内容の仕様等
別紙仕様書のとおり
- (3) 契約期間
契約締結日から令和 8 年 3 月 27 日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 当該契約に係る入札説明書の交付を受けた者であること。
- (3) 入札説明書記載の資格要件を満たすこと。
- (4) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29条）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (5) 令和 7 年度建設業者入札参加資格者名簿の「給排水暖冷房設備工事 A 級」に登録していること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項及び質問書に対する回答を示す場所
郵便番号010-0951 秋田市山王四丁目 1 番 5 号
秋田県警察本部会計課 管財係 （電話 018-863-1111 内線 2265）
- (2) 入札説明書等の受領期限
令和 7 年12月25日（木） 午後 5 時
- (3) 入札書の様式
別添「入札書」の様式とする。
- (4) 入札の方法

入札書の提出は郵送又は持参とし、令和8年1月6日（火）午後5時必着とする。

入札書は、「秋田県知事 鈴木健太」宛とする封筒に入れ密封し、その封筒に「入札者の法人名等」、「開札日」及び「契約名」を記入の上、提出すること。

入札は3回まで実施する場合があるため入札書は3通まで提出できる。その際、2回目の入札書には、「再」、3回目の入札書には「再再」と明示すること。

開封しなかった入札書は入札者に返還する。

郵送により入札書を提出する場合には、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封の上、「入札者の法人名等」、「開札日」及び「契約名」を記載すること。外封筒は、入札書在中である旨を記載し、上記(1)の場所に書留郵便により提出すること。

4 開札の日時及び場所

令和8年1月7日（月）午前10時 秋田県警察本部庁舎3階 会計課

5 開札の方法等

- (1) 入札書の提出は、事前に郵送及び持参による提出としていることから、開札は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじを引かせて落札者を決定する。この場合、入札者に代わってくじを引く者は、入札事務に関係のない職員とする。
- (3) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。
- (4) 入札は原則3回を限度とし、落札者のない場合は入札手続きをやり直すか、又は施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、入札価格の低い者を対象者として、随意契約の交渉を行うことがある。
- (5) 上記のとおり、入札は3回まで実施する場合があるため、入札書は3通まで提出できる。その際、2回目の入札書には「再」、3回目の入札書には「再再」と明示すること。
なお、開封しなかった入札書は入札者に返還する。

6 契約の方法

契約の方法は一般競争入札とし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 守秘義務等

この入札説明書の交付を受けた者は、秋田県警察本部から提供を受けた文書、図面、データ等全て（この入札説明書のほか、追加資料を含む。以下、総じて「警察本部提示資料」という。）について守秘義務を負い、第三者に漏らしてはならず、警察本部提示資料を本件の手続以外の目的（広告、宣伝、販売促進及び広報等を含む。）に使用してはならない。また、警察本部提示資料については、複写等はせず、入札終了後直ちに警察本部会計課管財係に返却すること。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札者は、入札者の見積もった入札金額の100分の5以上の金額（ただし、入札保証金の納付は、銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便振替貯金払出証書、郵便為替

証書の担保の提供をもって代えることができる。)の入札保証金を納付しなければならない。

※ 入札開始の前までに、警察本部会計課管財係へ納付すること。入札終了後直ちに還付する。
ただし、落札者に対しては、当該契約の締結後に還付する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の金額（ただし、契約保証金の納付は、銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便振替貯金払出証書、郵便為替証書の担保の提供をもって代えることができる。）の契約保証金を納付しなければならない。

なお、入札保証金を契約保証金に充当することもできる。

(3) 入札保証金、契約保証金の納付を免除される者

ア 入札保証金については、秋田県財務規則第162条の規定により、次の(イ)又は(イ)の書類を令和7年12月25日(木)午後5時まで提出し、審査の結果、契約しないこととなるおそれがないと認められるときは、納付を免除する。

(イ) 県を被保険者とする入札保証保険契約証書

(イ) 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を履行した証として、2件以上の契約書及び履行を確認できる書類（支払通知書の写し等）

イ 契約保証金については、県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し免除適当と認められた者又は上記(イ)の書類審査の結果、入札保証金を免除適当と認められた者。

(4) 審査資料等提出場所

秋田県警察本部 会計課

9 入札書の書き換え等の禁止

入札書の書き換え、引き替え及び撤回はできない。

10 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

ア 委任状を持参しない代理人のした入札

イ 入札公告に定めた資格のない者のした入札

(2) 入札保証金を納付しない者(免除された者を除く)又はその金額に不足のある者のした入札

(3) 同一の入札について二以上の入札をした者の入札

(4) 同一の入札について二以上の入札者の代理人となった者の入札

(5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

(6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札

(7) 前各号に定めるほか、入札説明書等で指示した条件に違反すると認められる入札

11 落札者の決定方法

財務規則第159条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

12 入札者がくじを引かない場合に代わってくじを引く者

秋田県警察本部会計課 調度係職員

13 契約書の要否

要

14 支払条件

警察本部が行う検査に合格した後、適法な支払請求書に基づいて支払う。

15 その他

- (1) 仕様書の中で、確認書類等の提出を求められている場合は、その指示に従うこと。
- (2) 設置場所を示す図面については、入札説明書の交付を受けた者に別途提示する。
- (3) 次の各号に該当する場合は入札に参加しないものとみなす。
 - ア 入札保証金の納付手続きまたはその免除を受ける手続きがなされない場合。
 - イ 確認書類等を期限内に提出しなかった場合。
- (4) 当該契約の仕様について疑義がある場合は、令和7年12月22日（月）午後5時までに会計課管財係まで文書で提出すること。

16 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

17 問合せ先

照会及び回答は、原則として書面による。

照会先

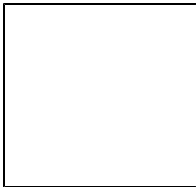
秋田県警察本部会計課

管財係 （電話 018-863-1111 内線2265）

No.

入札説明書受領書

会計課担当者確認印



秋田県警察本部会計課長 様

警察本部第二庁舎 7 階床置きエアコン設置委託 一式
に関する仕様書等を受領しました。

令和 年 月 日

会社又は法人

所在地

名 称

電 話

受領者

委 託 契 約 書 (案)

秋田県知事 鈴木 健太 (以下「甲」という。) と _____
(以下「乙」という。) とは、警察本部第二庁舎7階床置きエアコン設置委託について、次のとおり委託契約を締結する。

(委託)

第1条 甲は、警察本部第二庁舎7階床置きエアコン設置業務 (以下「委託業務」という。) の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(委託期間)

第2条 この契約による委託期間は、契約締結日から令和8年3月27日までとする。

(委託料)

第3条 委託料は、_____円とする。(うち消費税額及び地方消費税額 _____円)

2 乙は、委託業務が完了したときは、業務の完了届を甲に提出するものとする。

3 甲は、乙から前項による業務の完了届を受理したときは、速やかに検査確認しなければならない。

4 乙は前項の検査に合格したときは、甲の定める手続に従って、委託料を甲に請求するものとする。

5 甲は、前項による請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に、乙に対し委託料を支払うものとする。

6 甲の責に帰すべき事由により、前項の期間内に委託料を支払えなかった場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額 (計算して求めた額の総額が100円未満のものについてはその総額を、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。) の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(契約保証金)

第4条 _____※秋田県財務規則の規定するところによる。

(委託業務の処理方法)

第5条 乙は、仕様書及び甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、委託業務を処理するものとする。

(秘密の保持)

第6条 乙又は乙に係る従業員は、この契約の履行により知り得た甲の業務上の情報を、第三者に漏洩してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(調査等)

第7条 甲は、乙の委託業務の処理状況について、随時に調査し、若しくは必要な報告を求め又は委託業務の処理に関して、乙に必要な指示を与えることができるものとする。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、この契約について委託事務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

ただし、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

(解除等)

第9条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、この契約に違反したとき。
- (2) 乙の業務委託の処理が、不相当と甲が認めたとき。
- (3) 乙が、この契約を履行することができないと、甲が認めたとき。

2 前項第1号の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、契約金額の10%に相当する金額を、違約金として甲に支払うものとする。

3 第1項第2号及び第3号の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲にその損失の補償を請求することができない。

(履行遅延)

第10条 乙が天災、不可抗力又は自己の責に帰する理由により、契約期間内に契約を履行することができないときは、甲に期日の延長を申し出、その承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、甲がその延長を承認したときは、その理由が天災その他不可抗力による場合を除き、次の式により起算して得た額を違約金として甲に支払わなければならない。

$$\text{契約金額} \times \frac{\text{延滞日数} \times 2.5\%}{365}$$

(契約の費用)

第11条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第12条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年1月 日

甲 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 鈴木 健太

乙 _____

経 費 積 算 書

委託名 警察本部第二庁舎 7 階床置きエアコン設置委託

金額 ￥ ー
(うち消費税及び地方消費税額 ￥ ー)

委託概要

- 1 委託場所
 秋田市山王四丁目 1－3 警察本部第二庁舎 7 階
- 2 委託内容
 別紙「警察本部第二庁舎 7 階床置きエアコン設置委託仕様書」のとおり
- 3 委託期間
 契約締結日から令和 8 年 3 月 27 日まで

内 訳 明 細 書

[illegible]

内 訳 明 細 書

内 容	規格・品質	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1. 機器費						
パッケージエアコン						
床置形室内機		2	台			
エアコン室外機		2	台			
エアコン室内機木台		2	台			
エアコン室外機壁面架台 (溶融亜鉛メッキ)		2	台			
パッケージエアコン						
床置形室内機		3	台			
エアコン室外機		3	台			
エアコン室内機木台		3	台			
エアコン室外機壁面架台 (溶融亜鉛メッキ)		3	台			
小 計						
2. 設置費						
冷媒用被覆銅管						
冷媒配管		20	m			
ドレン配管		5	m			
同上継手類、接合材、支持金物		1	式			
集中リモコン線		90	m			
室内外操作線		25	m			
配管化粧カバー		15	m			
同上継手類、接合材、支持金物		1	式			
同上消耗・雑材		1	式			

内 訳 明 細 書

内 容	規格・品質	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
電源配線		40	m			
電源配線		150	m			
電線管		22	m			
同上支持金物、接合材		1	式			
漏電遮断機		3	個			
集中リモコン拡張アダプター		1	個			
漏水警報盤		1	面			
漏水検知器		5	個			
漏水検知帯		10	m			
警報配線		110	m			
同上消耗・雑材		1	式			
仮設養生費		5	台			
エアコン室外機設置費		5	台			
エアコン室外機架台設置費		5	台			
化粧ダクト組立費		1	式			
エアコン室内機設置費		5	台			
冷媒配管工費		1	式			
ドレン配管工費		1	式			
室外操作線工費		1	式			
集中リモコン配線工費		1	式			
集中リモコン設定費		1	式			
冷媒配管気密試験費		5	系統			
冷媒配管真空乾燥費		5	系統			
エアコン試運転費		5	台			

内 訳 明 細 書

[illegible]

警察本部第二庁舎 7 階床置きエアコン設置委託仕様書

この仕様書は、委託業務の要領を示すものであり、本書に記載されていない事項であっても、状況に応じて契約担当者が必要と認めた業務を契約金の範囲内で実施するものとする。

1 委託名

警察本部第二庁舎 7 階床置きエアコン設置委託

2 委託場所

秋田市山王四丁目 1 - 3 警察本部第二庁舎 7 階

3 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 27 日（金）まで

4 委託内容

上記 2 の場所において、5 に示す仕様に適合する機器を設置し、稼働に必要な調整を行うこと。この業務に必要な機材の調達・搬入や作業に要する諸経費は受託者の負担とする。

なお、故障により停止している既存空調設備の撤去は含まない。また、設置作業に当たっては、警察業務に支障が生じないように十分配慮するものとする。

5 機器仕様

(1) パッケージエアコン①

グリーン購入法適合品、電源 3 φ 2 0 0 V

定格冷房能力 7.1 (3.2～8.0) kw

定格暖房能力 8.0 (3.6～9.5) kw

【参考機器】 ダイキン製パッケージエアコン (SZRV80BZT)

(2) パッケージエアコン②

グリーン購入法適合品、電源 3 φ 2 0 0 V

定格冷房能力 12.5 (5.7～14.0) kw

定格暖房能力 14.0 (6.3～18.0) kw

【参考機器】 ダイキン製パッケージエアコン (SZRV140BZ)

6 附帯作業

冷媒管、ドレン管等の配管取付及び駆体貫通の穴開け作業については、必要な養生を行うほか、専用工具を用いて適切に行うこと。また、機器の電源確保に係る作業にあっても同様とする。

7 作業日程

別途協議の上決定する。

8 その他

(1) この仕様書は作業の大要を示すもので、現況に応じ軽微な部分は、本書に記載のない事項であっても、受託者の負担で実施すること。

(2) 設置後は試運転・調整を行い、動作確認を行うこと。

(3) 本仕様書のほか労働安全衛生法や関係法令等に基づき誠実に実施すること。

また、施設管理担当者の指示に従うとともに、安全対策に万全を期すほか、既存の建物、設置物などに損害を与えないように注意すること。損傷を与えた場合は、直ちに施設管理担当者に連絡し、受託者の責任において復旧または弁償等の必要な措置を講じること。

- (4) 受託者はこの業務によって知り得た情報を他に漏らしたり、他の目的に使用しないこと。
- (5) 本仕様書に定めのない疑義が生じた場合は、発注者と受託者が協議して決定する。

委 任 状

私は（受任者名） を代理人として、

警察本部第二庁舎 7 階床置きエアコン設置委託 一式

の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

令和 年 月 日

委 任 者	住 所	
	商号又は名称	
	氏 名	印

受 任 者	住 所	
	商号又は名称	
	氏 名	印

契約担当者

秋田県知事 鈴木 健太 様

入札書

令和 年 月 日

契約担当者 秋田県知事 鈴木 健太 様

代表者が 入札する 場合	住所 商号又は名称 氏名	
代理人が 入札する 場合	代理人氏名 委任者の 商号又は名称	

次のとおり入札します。

入札に付する事項	警察本部第二庁舎7階床置きエアコン設置委託 一式
入札金額	
入札保証金	

備考：当該金額に10/100に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額である。

再入札書

令和 年 月 日

契約担当者 秋田県知事 鈴木 健太 様

代 表 者 が 入 札 す る 場 合	住 所 商号又は名称 氏 名	
代 理 人 が 入 札 す る 場 合	代 理 人 氏 名 委 任 者 の 商号又は名称	

次のとおり入札します。

入札に付する事項	警察本部第二庁舎7階床置きエアコン設置委託 一式
入 札 金 額	
入 札 保 証 金	

備考：当該金額に10／100に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額である。

再 再 入 札 書

令和 年 月 日

契約担当者 秋田県知事 鈴木 健太 様

代 表 者 が 入 札 す る 場 合	住 所 商号又は名称 氏 名	印
代 理 人 が 入 札 す る 場 合	代 理 人 氏 名 委 任 者 の 商号又は名称	印

次のとおり入札します。

入札に付する事項	警察本部第二庁舎7階床置きエアコン設置委託 一式
入 札 金 額	
入 札 保 証 金	

備考：当該金額に10／100に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額である。

【代表者が入札する場合】

入札書

令和 〇 年 〇 月 〇 日
※入札執行日（開札日）を記入

契約担当者 秋田県知事 鈴木 健太 様

代 表 者 が 入 札 す る 場 合	住 所 商号又は名称 氏 名	秋田市山王〇丁目〇ー〇 株式会社 〇〇 代表取締役 秋田 守 ㊞(代表者印)
代 理 人 が 入 札 す る 場 合	代 理 人 氏 名 委 任 者 の 商号又は名称	㊞

次のとおり入札します。

入札に付する事項	(事項名) 〇〇〇〇〇〇〇〇
入 札 金 額	¥ 〇〇,〇〇〇,〇〇〇ー
入 札 保 証 金	(入札金を納付した場合) ¥〇〇〇,〇〇〇ー (入札保証保険契約を締結した場合) 秋田県財務規則第762条第1号の規定により免除 (過去2年の契約実績を示す資料により入札保証金を免除された場合) 秋田県財務規則第762条第2号の規定により免除

備考：当該金額に10／100に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額である。

【代理人が入札する場合】

入 札 書

令和 〇 年 〇 月 〇 日
※入札執行日（開札日）を記入

契約担当者 秋田県知事 鈴木 健太 様

代 表 者 が 入 札 す る 場 合	住 所 商号又は名称 氏 名	印
代 理 人 が 入 札 す る 場 合	代 理 人 氏 名 委 任 者 の 商号又は名称	秋田 愛 印（代理人の印※委任状の印と同じもの） 株式会社 〇〇

次のとおり入札します。

入札に付する事項	(事項名) 〇〇〇〇〇〇〇〇
入 札 金 額	¥ 〇〇,〇〇〇,〇〇〇－
入 札 保 証 金	(入札金を納付した場合) ¥〇〇〇,〇〇〇－ (入札保証保険契約を締結した場合) 秋田県財務規則第762条第1号の規定により免除 (過去2年の契約実績を示す資料により入札保証金を免除された場合) 秋田県財務規則第762条第2号の規定により免除

備考：当該金額に10／100に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額である。

※ 入札書「入札保証金」欄の記載について

入札保証金の欄は次のとおり記載してください。

● 入札保証金を納付した場合

¥〇〇〇, 〇〇〇. -

● 入札保証金の免除を受ける場合

1 入札保証保険契約を締結した場合

秋田県財務規則第162条第1号の規定により免除

2 過去2年の契約実績を示す資料（契約書、振込通知書の写し等）により入札保証金を免除された場合

秋田県財務規則第162条第2号の規定により免除

入札に関する注意事項

1 入札書の記入について

- (1) 入札年月日は入札執行の日とする。
- (2) 契約担当者は、「秋田県知事 鈴木健太」とする。
- (3) 代表者名で入札書を記入する場合は、会社の住所、会社の商号又は名称、代表者の職氏名を記入し、代表者印を押印すること。
- (4) 代理人が入札書を記入する場合は、代理人の氏名を記入し、委任状の受任者印と同じ印を押印の上、委任者の商号又は名称を記入することとし、代理人の住所の記入は要しない。この場合、代表欄への記入及び押印は、不要であるので注意すること。
- (5) 入札に付する事項は、入札説明書の内容と同様とすること。
- (6) 入札金額欄は、次の事項に注意すること。
 - ア 総額契約であるか単価契約であるか間違わないようにすること。
 - イ 見積もった金額の110分の100に相当する額を記入すること。
(当該金額に10/100に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額となる。消費税課税業者の場合は消費税を除いた額に相当する)
 - ウ 金額欄を訂正した場合は、訂正印を押しても無効となること。
 - エ 桁数を絶対に間違わないこと。
- (7) 入札保証金額欄には、入札保証金を納めた場合にはその金額を、免除された場合には免除条項を記入すること。
 - ア 入札保証金を納付した場合の記入方法
¥○○○,○○○.ー
 - イ 入札保証金の免除を受ける場合の記入方法
 - (ア) 入札保証保険契約を締結した場合
秋田県財務規則第162条第1号の規定により免除
 - (イ) 過去2年の契約実績を示す資料（契約書、振込通知書の写し等）により入札保証金を免除された場合
秋田県財務規則第162条第2号の規定により免除

2 落札者の決定について

- (1) 予定価格の範囲内で入札した者のうち、最低価格の者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある時は、くじによる抽選で落札者を決定する。
- (3) 落札者がいない場合はただちに再度入札を行う。

3 入札者が一旦提出した入札書は、いかなる場合でも書き換え、撤回できない。

4 次の各号に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2以上の入札の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正行為によって行われたと認められる入札
- (6) 入札書の記入事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) その他、指示した条件に違反すると認められた入札
なお、無効な入札書が提出された場合には、以後の入札は受け付けないので注意す

ること。

5 契約期間等について

契約期間、納入期限、納入期日、入札日時等について確認すること。

6 その他

- (1) 入札説明書を受領し、入札書の提出を辞退する場合は、必ず事前に電話等で連絡すること。
- (2) その他入札に関する問合せは、
警察本部会計課管財係（☎018-863-1111 内線2265）まで連絡すること。